

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針
来年度以降の取組について

1. 現方針の取組期間

4 圏域共通

平成 29 年 5 月 第 1 回協議会 ⇒ 令和 3 年度まで（概ね 5 年）

（参考）一級水系の状況

3 水系（岩木川、馬淵川、高瀬川）共通

平成 28 年 5 月 第 1 回協議会 ⇒ 令和 2 年度まで（概ね 5 年）

令和 3 年 2 月 第 7 回協議会 ⇒ 令和 7 年度まで（概ね 5 年）

2. 来年度以降の取組について

4 圏域共通

- ① これまでの実施状況等を踏まえて内容を見直し、令和 4 年度から令和 8 年度まで（5 か年）の「新たな取組」を展開していく
- ② 「新たな取組」は今年度内に策定